

業務の役割分担・適正化に関する具体的な論点

◆検討の視点

【業務の役割分担の観点】

教員の長時間労働の実態が看過できない状況の中、教員が限られた時間の中でその専門性を発揮できる業務により専念し、学校教育の質を向上できるよう、(1)～(11)の業務について、これまで①や②のみで捉えられがちであったところ、③～⑤の観点を含め、今後、どのような方策が考えられるかを念頭に検討。

- ①基本的に教員のみが担える業務（教員が担わなければならない業務）
- ②教員が担う必要があるが、教員以外の者の参画により教員の業務量を軽減できる業務
- ③他にふさわしい者がいる場合には必ずしも教員が担う必要がない業務
- ④学校において教員以外の者が担うべき業務（教員が担うべきではない業務）
- ⑤学校以外が担うべき業務

【業務の適正化の観点】

(1)～(11)の業務について、その実施の必要性を含め精査・精選を行うとともに、実施する場合にはどのようにすれば効率化・改善が図られるかを念頭に検討。

(1)	登下校に関する対応.....	3
(2)	放課後から夜間などにおける児童生徒の見回り、補導時の対応.....	7
(3)	調査・統計への回答.....	10
(4)	学校徴収金の徴収・管理.....	18
(5)	地域ボランティアとの連絡調整.....	21
(6)	成績処理に関連する業務・教材準備に関連する業務.....	24
(7)	支援が必要な家庭・児童生徒への対応.....	29
(8)	給食時の対応.....	37
(9)	児童生徒の休み時間における対応.....	41
(10)	校内清掃.....	44
(11)	部活動.....	48

- ※ (1)～(11)の業務は、教員の業務量や自治体での取組、諸外国における教職員の分業体制等を参照し、役割分担等について特に具体的に議論すべきと考えられるものをピックアップしたものである。
- ※ 「諸外国の状況」に関する出典は、国立教育政策研究所 学校組織全体の総合力を高める教職員配置とマネジメントに関する調査研究報告書（平成29年3月）。「諸外国の状況」のうち「星」はシンガポール。
- ※ 「教職員の従事率・負担感率」に関する出典は、教職員の業務実態調査（平成26年度）。
- ※ 検討の視点の①～④における「教員」とは、児童生徒の教育をつかさどる教諭を念頭に置いている。（ただし、(1)～(11)の業務内容によっては、副校長・教頭も含みうる。）

(1) 登下校に関する対応

1. 背景

(i) 法的根拠

- 通学を含めた学校生活等の安全指導は、学校保健安全法第 27 条。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

- 学校保健安全法第 30 条では、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校が保護者や地域の住民、警察等と連携を図るよう努めるとされているが、登下校時の見守り活動については、必ずしも学校が直接担わなければならないものではない。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

※なお、安全に関する教育については、学習指導要領に基づき、生活、保健体育、特別活動等で実施。

小学校学習指導要領(生活)「学校生活に関わる活動を通して、学校の施設の様子や学校生活を支えている人々や友達、通学路の様子やその安全を守っている人々などについて考えることができ、学校での生活は様々な人や施設と関わっていることが分かり、楽しく安心して遊びや生活をしたり、安全な登下校をしたりしようとする。」

中学校学習指導要領(保健体育)「個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。」

小学校学習指導要領(特別活動)「現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。」

(ii) 関係通知等

- 学校保健法等の一部を改正する法律の公布について(通知)(平成 20 年 7 月)
「なお、通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法においては、第 27 条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととするとともに、第 30 条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努められたいこと。」

(iii) 諸外国の状況 ×：米・英・中・星・仏・独・韓

- 【英】 正門までは保護者（あるいは祖父母やベビーシッター等の保護者の委託を受けた人）の責任で連れてくるのが原則である。地方当局に子供の登下校の手段等を保障する責任があるので、横断歩道や交差点等には、指導員（通称「ロリポップレディ」）が立ち、安全確認等を行っている。
- 【韓】 保護者、指導員が担当する。

2. 業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 児童生徒の通学時間帯は、教員の始業時刻より前になる場合が多いが、登下校の見守りはいわゆる超勤4項目に該当しないことから、これを理由に時間外勤務を命じることはできない。
- 諸外国（米・英・独等）のように、特に小学校低学年については、保護者の付添いを基本とする事は現実的に可能か。
- 学校や地域の実情に応じて、地域で子供を見守る取組を継続的に実施するためには、地域学校協働活動推進員やスクールガードリーダー等の配置を促進するとともに、見守り活動に携わる地域のボランティアを増やすことが必要ではないか。

3. 自治体での取組例

- 地域学校安全指導員の巡回、地域住民による登下校の見守り活動などによる安全確保の取組が行われ、地域ボランティアの方に感謝の意を表す「感謝の集い」が全校児童が参加して行われている。町教育委員会では、下校時に一人で帰る児童を町の車で自宅に送るスクールワゴン制度を導入している。（山形県三川町）

4. これまでの主な意見

- 自治体では、登下校時の見守りや校内の巡回について、NPOへの委嘱、地域のシニア世代の活用を進めており、緊急時の対応をしっかりとっておけば、必ずしも教員が従事しなくても済むのではないか。
- 登下校の時間の対応を地域で進めていくようにするには、学校をコミュニティ・スクールにすることで、地域の人とともに課題を整理することが効果的。
- 地震が起きた時等は、教員の力だけでは限界があり、地域住民の応援が必要。

- こうした業務を教員が担うことについて、使用者からの働きかけが弱かったとしても、業務としての性質の強い場合、例えば、ある特定の活動をしていることを使用者側で認識し、特に止めていなかったというケースについては、「労働時間」に該当すると判断される場合が多い。
- ある意味で教員の守備範囲ではないが、教育的配慮を理由に、やむを得ず現実的に対応せざるを得ない状況にある。
- 安全教育の一環として実地指導を行うことから、普段からの登下校指導は学校の役割だと考えている保護者が多い。
- 登下校に対する地域や保護者からの苦情が、学校に寄せられるということもあり、割り切って業務として完全に無くすのが難しい。教員の業務から切り離すのであれば、交通指導員等を雇用することも考えられる。
- 教員が、登下校の見守りに出ていくことにより、地域や保護者との信頼が深まるというような歴史を学校が積み重ねてきた経緯の重みを考慮する必要がある。

5. 考えられる対応策

【業務の役割分担の観点】

- 登下校の通学路における見守り活動の日常的・直接的な実施については、「⑤学校以外が担うべき業務」として整理できるのではないか。
- 通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有する。
- 学校としては、安全指導の適切な実施や、登下校方策や通学路の確認・情報共有など保護者・地域住民や警察等との適切な連携を図るよう努めることが求められている。
- その際、例えば、市町村教育委員会が中心となって関係機関や地域との連携を一層強化する体制を構築することにより、学校現場の負担を軽減することが考えられるのではないか。
- また、登下校の時間の対応を地域で進めていくようにする際、具体的な通学方法（通学路・登校時間等）の設定等に当たっては、学校運営協議会の場を活用して、課題を整理することも有効。

(参考) 教職員の従事率・負担感率 [登校・下校指導、通学路の点検]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	93.8%	85.2%	92.2%	85.6%
負担感率 %	39.7%	36.8%	21.8%	22.8%

(2) 放課後から夜間などにおける児童生徒の見回り、補導時の対応

1. 背景

(i) 法的根拠 特段無し。

※なお、教育基本法第10条第1項においては、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであるとして、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」とされている。

(ii) 関係通知等

● 児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）（平成29年6月）

「長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、学校内外における児童生徒への見守り活動を強化すること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効である。例えば、鉄道による自殺を防ぐために、在籍する児童生徒の多くが利用する駅及び踏切における見守り活動を、駅又は鉄道会社と連携して長期休業明けの前後に集中的に実施することが考えられること。なお、教職員等の学校関係者が駅等における見守りを実施する際は、見守り活動の時期、方法等について、各学校から駅又は鉄道会社に対して事前に協力を依頼し、駅又は鉄道会社からの指示を踏まえた上で計画的に実施すること。」

(iii) 諸外国の状況 特段無し。

2. 業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

(見回りについて)

● 放課後から夜間などにおける児童生徒のパトロール・声かけを教員が行うことをどう改善するか。

※ 補導等を未然に防ぐため日常的に行われている見回りや長期休業明けの前後における見守り活動などについては、緊急の措置を必要とする場合に該当しないことから、いわゆる超勤4項目に該当せず、これを理由に時間外勤務を命じることはできない。

(補導時の対応について)

- (学校において、警察等の関係機関との情報共有・連携は重要ではあるが、) 児童生徒が警察に補導された際の警察からの呼び出しや、放課後等に児童生徒がトラブルを起こした際の地域住民からの苦情に対しては、本来的には保護者等が対応すべきであると考えられるところ、教員が対応せざるを得ない場合がある現状をどう改善するか。

3. 自治体での取組例

- 福岡県春日市立春日西中学校

小中学校、PTA、自治会、警察機関等で、生徒指導上の課題等について課題を共有し、その解決に向けた協働による支援を充実。PTAと地域住民による夜間パトロール、声掛けを徹底。

4. これまでの主な意見

- 補導の未然防止のための見回りというのは、地域間の差があるが、実施していない学校もあり、実施していても夏休み期間に1, 2回といった学校も結構多いように聞いているので、それほど教員の大きな負担にはなっていないのではないか。
- 学校は、地域と持ちつ持たれつの関係／連携の中で成り立ってきた面があり、その関係性の重要性を維持しながら、放課後から夜間などにおける児童生徒の見回り、補導時の対応の役割分担を検討していくかが問題。
- こうした業務を教員が担うことについて、使用者からの働きかけが弱かったとしても、業務としての性質の強い場合、例えば、ある特定の活動をしていることを使用者側で認識し、特に止めていなかったというケースについては、「労働時間」に該当すると判断される場合が多い。
- 補導時の対応については、一義的には保護者が対応するとしても、現実には保護者に連絡がつかないケースを含めて、直接警察から学校によく連絡が入ってくるため、生徒指導の鉄則である早期対応という観点からは、やはり教員が対応していかざるを得ないのではないか。
- 放課後から夜間などにおける児童生徒の見回り、補導時の対応を地域で進めていくようにするには、学校をコミュニティ・スクールにすることで、地域の人とともに課題を整理することが必要。

5. 考えられる対応策

【業務の役割分担の観点】

- 放課後から夜間などにおける児童生徒のパトロール・声かけ、補導時の対応等については、「⑤学校以外が担うべき業務」として整理できるのではないか。
- 放課後から夜間などにおける児童生徒のパトロール・声かけについては、地域や学校の実情に応じて、実施する必要性を含め精査を行った上で、実施する場合は、警察との連携、地域ボランティアの活用などが考えられる。
- 補導時の対応については、一義的に保護者が担うようにする。そのため、警察に対しては、学校の負担にならないよう協力を呼びかけるとともに、連携体制の構築を推進する。
- 放課後等に児童生徒がトラブルを起こした際の地域住民からの苦情に対しては、本来的には保護者等が対応すべきであると考えられ、コミュニティ・スクールの更なる推進等により、地域の理解を得ていくことが考えられる。

【業務の適正化の観点】

- 放課後から夜間などにおける児童生徒のパトロール・声かけについては、地域や学校の実情に応じて、実施する必要性を含め精査を行う。

(参考) 教職員の従事率・負担感率

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	—	—	—	—
負担感率 %	—	—	—	—

(3) 調査・統計への回答

1. 背景

(i) 法的根拠

- **学校教育法第5条（設置者管理主義）に基づく調査**
第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。
- **地教行法第53条に基づく調査**
(調査)
第五十三条 文部科学大臣又は都道府県委員会は、第四十八条第一項及び第五十一条の規定による権限を行うため必要があるときは、地方公共団体の長又は教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、必要な調査を行うことができる。
2 文部科学大臣は、前項の調査に関し、都道府県委員会に対し、市町村長又は市町村委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、その特に指定する事項の調査を行うよう指示をすることができる。
- **統計法の規定に基づく基幹統計（学校基本調査、学校保健統計調査、学校教員統計調査）** ※学校の長は、調査票により報告することが義務付けられている。

(ii) 関係通知等

- **学校現場における業務改善の一層の推進について（通知）（平成27年7月）**
「国や教育委員会からの調査等への対応について、学校現場の負担感が非常に高い現状にあることから、各教育委員会におかれても、学校現場を対象として調査等を実施する場合には、その必要性、実施方法等について検討するとともに、調査に関する明確な低減目標の設定や改善方針の策定などにより、改善を図るようお願いいたします。また、学校を対象とした調査の見直しについて定期的に達成度を検証し、絶えず改善を図るようお願いいたします。」
- **統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）**
※統計改革推進会議は、政府全体における証拠に基づく政策立案（EBPM）の定着、国民のニーズへの対応等の観点から、抜本的な統計改革及び一体的な統計システムの整備等を政府が一体となって強力に推進するために必要な検討を行うことを目的として平成29年1月に内閣官房に設置。
- ⑤ **報告者負担の軽減のための取組の継続**
・・・報告者の負担を軽減するため、各府省は、以下のような取組を行うこととし、統計棚卸しを通じてこれらの取組を継続するとともに徹底する。

- ・ニーズの低下した統計調査や他の情報で代替可能な統計調査の廃止
- ・統計調査及び調査事項の重複が合理的範囲を超えているものの排除
- ・調査事項の限定
- ・公開情報や行政記録情報（オンライン化の進展により利用可能となったものを含む。）の活用による調査事項の縮減や代替
- ・経済統計調査の集約
- ・オンライン調査の導入早期化及び利用率向上等

(iii) 諸外国の状況 ○：独 △：中 ×：米・英・星・仏・独・韓

- 【独】 校長、教員が担当する。
- 【米】 事務職員、管理職が担当する。
- 【韓】 事務職員、補佐員が担当する。

(参考) 教育委員会、文部科学省、民間団体等から学校宛ての調査について

- 教育委員会から学校宛ての調査・照会例は以下のとおり。

【A市】(※)平成 26 年度、小学校

依頼元	件数(※1)	主な案件(10 件以上のもの)
市教育委員会	208	・教育課程関係:65 ・人事・福利厚生関係:52 ・生徒指導関係:21 ・保健安全関係:16
県教育委員会	88	・人事・福利厚生関係:34 ・教育課程関係:13
計	296	

(※1) 当該市教育委員会で把握したものに限る。上記の他、首長部局・知事部局からの調査・照会は 12 件。

(※2) 当該年度における文部科学省からの定期的な調査は 15 件。

【A市】(具体例)

◆県教育委員会、知事部局からの依頼

(教育課程関係)

- ・平成 26 年度 小・中学校における「手話学習」の推進について (依頼)
- ・「〇〇の農林水産業」追加配布の要望調査について
- ・平成 26 年度 防災教育に係る実態調査について (依頼)
- ・「私たちの道徳」活用状況等調査について (依頼)
- ・平成 26 年度 特別支援教育体制整備状況調査について
- ・「食に関する指導」実施状況調査について (依頼)
- ・小学校における「平成 25 年度 体験活動実施人数等調査」について (依頼)

(保健安全関係)

- ・学校安全ボランティア (スクールガード) の調査について (依頼)
- ・学校給食における食物アレルギー対策実施状況調査について (依頼)
- ・家畜を飼育されている各学校等の夜間・休日の緊急連絡先について
- ・平成 26 年度 「学校支援チーム相談員」の学校訪問について (依頼)

(総務関係)

- ・平成 27 年度 小中学校の児童・生徒数の見込みについて (依頼)
- ・平成 27 年度 公立小・中学校特別支援学級児童生徒数及び学級数見込みに関する調査について (依頼)
- ・平成 26 年度 外国人児童生徒の在籍状況等調査について (依頼)
- ・長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査について
- ・外国語活動教材” Hi, friends!” の配布必要部数等に関する調査について
- ・「学校評価等実施状況調査 (平成 25 年度間)」の実施について (依頼)
- ・学校台帳の作成について

(人事・福利厚生関係)

- ・「教職員定時退勤日 (ノー残業デー) 等の実施状況調査 (第〇回) について (依頼)
- ・障害者雇用状況の報告について
- ・平成 26 年度 新規採用教諭等の勤務状況報告について (〇回目)
- ・育児休業等に関する調査等について (依頼)
- ・教職員定時退勤日等の実施状況について (〇月)

◆市教育委員会、首長部局からの依頼

(教育課程関係)

- ・平成 26 年度 防災教育年間計画書の提出について
- ・平成 26 年度 学校図書館活用状況調査の提出について
- ・平成 26 年度 体育大会（運動会）および文化的行事（音楽会、図工展、文化祭等）の日程に関する調査について
- ・平成 26 年度 こころの教育推進事業に係る計画書等の提出について
- ・平成 26 年度 特別支援学級の教育課程について（報告）
- ・A L T 講師勤務実績表の送付について（〇月）
- ・放課後学習（〇月）の実施報告

(生徒指導関係)

- ・〇月 問題行動月別集計の報告と 30 日以上欠席者報告について
- ・支援を要する子どもに関する報告シート及び添付書類
- ・長欠・不登校に係る学校訪問について（依頼）

(保健安全関係)

- ・学校給食における食物アレルギーの調査
- ・学校園の不審者対策訓練等の実施状況等について（照会）
- ・平成 26 年度 学校警備計画等の提出について
- ・家電リサイクル法で定められた特定 4 品目の事前調査について
- ・自転車教室参加者名簿の送付について
- ・自動体外式除細動器（AED）に係る調査について（依頼）

(総務関係)

- ・児童生徒用机・椅子の調査について（照会）
- ・〇月分 月末出席統計
- ・就学指導審査の申請個人調書 その〇
- ・年齢超過児童等について（照会）
- ・学校施設の劣化調査（追加）の実施について（依頼）
- ・小・中学校における公有財産（屋外遊具）の調査について
- ・消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
- ・平成 26 年度 A 市災害対策本部班員名簿の作成について（依頼）

(人事・福利厚生関係)

- ・校務員（臨時的任用教員）の任用希望確認等について（依頼）
- ・産業医及び衛生管理者の職場巡視の結果について
- ・初任者研修非常勤講師の任用に係る必要書類について
- ・指導補助員（非常勤嘱託員）の勤務実績観察等報告書の作成について
- ・平成 27 年度 10 年経験者研修に係る予備調査について
- ・市費支弁職員の人事評価制度に係る研修会の実施について（通知）
- ・スマホ、携帯電話等の研修等に関するアンケートについて（議会対応）
- ・第〇回 事務加配校連絡協議会の開催について
- ・「衆議院議員選挙」の選挙事務従事について
- ・年末年始の小動物管理業務に関する報償費の支給等について

【B市(政令市)】(※)平成 28 年度、小学校・中学校

依頼元	件数(※1)	主な案件(10 件以上のもの)
市教育委員会	小 270 中 253	・人事・福利厚生関係:小 97・中 90 ・保健安全関係:小 40・中 19 ・教育課程関係:小 36・中 36 ・生徒指導関係:小 16・中 16 ・施設関係:小 11・中 13
県教育委員会	小 37 中 36	・保健安全関係:小 11・中 7 ・人事・福利厚生関係:小 10・中 9
計	小 307 中 289	

(※1) 当該市教育委員会で把握したものに限る。上記の他、首長部局・知事部局からの調査・照会
は小 65・中 63 件(うち人事・福利厚生関係:小 47・中 47 件)。

(※2) 当該年度における文部科学省からの定期的な調査は 15 件。

- 文部科学省から学校宛ての定期的な調査については、以下のとおり削減。
定期的な調査の件数 : 平成 19 年度 34 件→平成 29 年度 26 件
上記中、毎年度実施の悉皆調査の件数:平成 19 年度 23 件→平成 29 年度 11 件
- 民間団体等から学校宛ての依頼例は以下のとおり。

【A市】(※)平成 26 年度、小学校。当該市教育委員会で把握したものに限る。

- ・ 第〇〇回国際平和ポスターコンテスト
- ・ 〇〇銀行 アイデア貯金箱コンクール
- ・ 年賀状コンクール
- ・ 〇〇交通安全協会 交通安全ポスター
- ・ 〇〇新聞社 全国児童画コンクール
- ・ A市納税協会 税に関する書道、税の絵はがきコンクール
- ・ 〇〇短歌コンクール
- ・ 〇〇美術館 〇〇児童作品展
- ・ 交通安全ランドセルカバー寄贈申込み
- ・ 〇〇大学 教育保育インターンシップの受入れ要請について
- ・ 〇〇大学 教育実習成績評価表・教育実習生出勤簿の送付について

2. 業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 学校への調査は、設置者管理主義に基づく市区町村教育委員会からのものが多くを占めるため、これらの調査の削減が必要不可欠であるが、以下のような指摘があるところ、これらをどのように改善していくべきか。
 - ・教育委員会内で把握している情報があるにもかかわらず、他の部署との連携が図られていないため、同じような調査・照会がくる。
 - ・必要性が薄れているにもかかわらず、前年踏襲で行われている。
 - ・学期初めや学期末の繁忙期などにもかかわらず調査・照会がくる。
 - ・ウェブで回答できるものが少なく、紙を送付しなければならず、負担が重い。
- 調査・照会の分類としては、主に、①人事・福利厚生関係、②教育課程関係、③生徒指導関係、④保健安全関係があるが、それぞれについて、調査の対象（悉皆／抽出）・頻度・時期・内容・様式等（選択式、WEB フォーム等）は、必要最小限かつ効率的なものになっているか。なっていない場合、国及び教育委員会はどのような取組を行うべきか。
- 国・都道府県・市町村による研究指定校やモデル事業については、社会の変化に合わせてその必要性を精査するとともに、申請のために必要となる計画書等の書類の簡素化等による負担軽減を図るべきではないか。
- 学校宛ての調査・照会への回答作業について、学校内での役割分担をどのように行うべきか。（調査内容によっては、事務職員等が中心となって対応することを進めるべきではないか。例えば、教育課程・生徒指導以外のものなど。）
- 調査・統計ではないが、民間団体からの作文・絵画コンクール等への出展依頼や、子供の体験活動など各種団体からの家庭向けの配布物について、学校（教員）が募集や、チラシの仕分け・配付作業等を行わざるを得ない状況になっているが、そうした依頼をどのように減らしていくか。また、配付にあたりクラスの数分ずつに整理する作業を、発注元である教育委員会や各種団体等に担わせるにはどうすればよいか。

3. 自治体での取組例

- 調査の重複を減らすため、教育委員会内で関係情報をデータベース化し共有する。
- 調査の項目・頻度・対象校等を精査する。
- あらかじめ調査の時期や内容等を学校に提示する。学校の余裕のある時期に調査を行う。

- 学校が回答しやすいよう、調査票の工夫やICT化を図る。

4. これまでの主な意見

- 調査・統計への回答については、中身によるが、多くのものは管理職教員が対応せざるを得ないと思う。調査項目の精選、頻度の見直し、調査時期の配慮などは教育委員会が中心になって見直しをすべき。
- 国において統計改革が進められているところ、文部科学省を中心とした教育統計の在り方についての検討と連携していくのが望ましいのではないか。
- 研究指定校やモデル事業の実施、各種団体からの配付物の依頼については、教育委員会が、関係機関に対して、今日の学校の状況などを丁寧に伝えて、改善を求めていくことが必要。

5. 考えられる対応策

【業務の役割分担の観点】

- 調査・統計への回答について、教育課程・生徒指導以外のものについては、「④学校において教員以外の者が担うべき業務（教員が担うべきではない業務）」として整理し、事務職員等が中心となって対応するようにはどうか。

また、教育課程・生徒指導関係のものについては、調査内容や学校の実情に応じて、「③他にふさわしい者がいる場合には必ずしも教員が担う必要がない業務」又は「②教員が担う必要があるが、教員以外の者の参画により教員の業務量を軽減できる業務」として整理できるのではないか。

【業務の適正化の観点】

- 教育委員会においては、学校への調査・照会について、調査の対象（悉皆／抽出）・頻度・時期・内容・様式等（選択式、WEB フォーム等）の精査を行う。
- 国においては、統計改革推進会議で出された、統計調査等における報告者負担の軽減の取組等を踏まえつつ、学校宛ての調査について不断の見直しを行う。
- 研究指定校やモデル事業については、社会の変化に合わせてその必要性を精査するとともに、申請のために必要となる計画書等の書類の簡素化等による負担軽減を図る。
- 民間団体からの作文・絵画コンクール等への出展依頼や、子供の体験活動など各種団体からの家庭向けの配布物について、当該団体に対して、教育委員会経由での連絡（教育委員会で適宜内容を精査し必要に応じて学校に連絡）

や学校によらない子供たちへの周知方法の検討など、学校の負担軽減に向けた協力を呼び掛けていくことが考えられる。

(参考) 教職員の従事率・負担感率

〔国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	63.6%	52.9%	99.2%	99.5%
負担感率 %	87.6%	86.4%	83.7%	84.7%

(4) 学校徴収金の徴収・管理

1. 背景

(i) 法的根拠

※学校徴収金について、地方公共団体の歳入歳出予算に編入するにあたっては、個別の法令上の根拠は必要無い。

(ii) 関係通知等

- 学校現場における業務の適正化に向けて 次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告（平成 28 年 6 月）
「…学校現場の負担軽減等の観点から、教員の業務としてではなく、学校を設置する地方自治体が自らの業務として学校給食費の徴収・管理の責任を負っていくことが望ましい。…また、学用品費や修学旅行費等の学校徴収金の徴収・管理業務についても、課題を整理した上で、学校給食費と同様に必要な環境整備を推進する必要がある。」

(iii) 諸外国の状況 ○：中、独 ×：米・英・星・仏・韓

- 【中】 事務職員、学級担任が担当する。
- 【星】 Administration Manager、事務員が担当する。GTRO という銀行自動引き落としシステムを利用する。
- 【仏】 事務職員、事務補佐員が担当する。

2. 業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 学校徴収金については、多くの学校において、その徴収・管理業務を主に学級担任や事務職員が担っている状況についてどのように改善すべきか。
(学校の業務としてではなく、学校を設置する地方自治体が自らの業務としてその徴収・管理の責任を負っていくには、どのようにしたらよいか。)
- 学校徴収金の徴収にあたっては、口座振替納付等の手段を用いるとともに、未納への対応については、学校を設置する地方自治体や事務職員が督促を行うようにしていくべきではないか。
- 学校徴収金の公会計化にあたっては、学校現場の負担がかえって増加することにならないよう、徴収・管理に係る具体の業務について学校を設置する地方自治体に移行した上で運用していくべきではないか。
- 学校徴収金の徴収・管理の業務について、学校を設置する地方自治体に移行していくにあたり、地方自治体の会計ルールの整備、教育委員会における徴収・管理担当職員の配置の促進、徴収・管理システムの整備等をどのように推進したらよいか。

3. 自治体での取組例

- 文部科学省における「平成 29 年度 学校現場における業務改善加速のための実践研究事業」の委託先の一つである鳥取県鳥取市では、「学校徴収金会計の公会計化（H30.4）による負担軽減」を研究テーマに取組を実施中。
- 長野県塩尻市では、平成 25 年度に、学校給食費を自治体の一般会計に組み入れる公会計方式に移行。その徴収・管理を自治体自らの業務とすることで学校の負担を軽減するとともに、徴収方法を工夫することで高い収納率を維持。

4. これまでの主な意見

- （学校徴収金の徴収・管理業務の自治体への移行について、）ぜひこれは学校としては早急に進めていただきたいと思っている。
- （学校給食費の徴収・管理業務については、）自治体の方で引き受けることができると思われる。
- 学校徴収金の徴収・管理については、ぜひ市区町村の教育委員会にもっと積極的にかかわっていただきたい。教育委員会の方には予算化をぜひ考えていただきたい。
- 学校徴収金の徴収・管理について、自治体の業務として整理すべきものはしていった方がよいが、自治体の規模によっては、自治体の体制が弱いところもあることに留意。学校の中で扱わざるを得ないとしても、なるべく教員ではなく事務職員が担当できるような形とし、事務職員の複数配置やサポートスタッフによる対応など軽減策が必要。

5. 考えられる対応策

【業務の役割分担の観点】

- 学校徴収金の徴収・管理については、基本的に「⑤学校以外が担うべき業務」として整理し、学校が担う場合は「④学校において教員以外の者が担うべき業務（教員が担うべきではない業務）」として整理できるのではないかと。
- 国は、学校給食費をはじめとする学校徴収金の公会計化の先進事例の収集・分析を行い、学校から自治体への業務の移管を推進する。
- 地方公共団体は、学校給食費の公会計化を進めるとともに、学校給食費をはじめとする学校徴収金について、教育委員会の責任の下、地域や学校の実情に応じて事務職員等を活用しながらの未納金の督促の実施等、教員の業務としないようにする。

【業務の適正化の観点】

- 地方公共団体は、学校給食費の公会計化を進めるとともに、学校給食費をはじめとする学校徴収金について、徴収方法は口座振替納付等とする。

(参考) 教職員の従事率・負担感率

[給食費の集金、支払い、未納者への対応]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	45.0%	36.9%	66.3%	60.0%
負担感率 %	66.0%	69.1%	64.2%	64.3%

[学校徴収金に関する業務 (通知・集金・支払い・会計処理)]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	37.3%	21.8%	61.9%	59.2%
負担感率 %	69.3%	66.4%	42.3%	46.2%

[学校徴収金に関する業務 (未納者への対応)]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	33.2%	28.5%	71.9%	71.4%
負担感率 %	75.8%	75.1%	60.8%	65.5%

(5) 地域ボランティアとの連絡調整

1. 背景

(i) 法的根拠

- 教育基本法第13条

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

- 社会教育法第5条、第9条の7

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 (略)

一～十九 (略)

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地域学校協働活動推進員)

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

※ 学校と地域との連携・協働を担う教職員について、教育委員会規則等に基づき、校務分掌上に位置づけている学校は約3割であり、教育委員会規則等に位置付けがなくとも、学校の方針として、校務分掌上に位置付けている学校も含めると約7割になる。(「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」平成27年12月中央教育審議会)

(ii) 関係通知等

- 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について(通知)(平成29年3月)

「学校が地域と連携・協働するに当たっては、地域との連絡・調整、校内の教職員の支援ニーズの把握・調整等の役割を担う者を置くことが効果的であり、教育委員会は、学校内において地域との連携・協働の中核となる教職員を校務分掌に位置付けるなど、必要な環境整備を行うことが望ましいこと。」

(iii) 諸外国の状況 ○：独、△：中、×：米・英・星・仏・韓

- 【独】 校長、教員、活動参加している保護者が担当する。
- 【中】 学校内の少年先鋒隊や中国共産主義青年団の指導員や共産党組織などが担当する。教員が指導員や共産党組織の人員として関与する場合がある。その際担当する授業数は業務負担の観点から調整される。
- 【米】 コーディネーター、事務職員が担当する。

2. 業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 地域ボランティアとの連絡調整を行う地域学校協働活動推進員・地域コーディネーターの配置を促進することが必要ではないか。
- 学校において、地域学校協働活動推進員・地域コーディネーター（や地域ボランティア）との連絡調整は、副校長・教頭が主に担うことが多いが、副校長・教頭の負担を軽減するため、事務職員や主幹教諭等をその担当とすることを推進すべきではないか。

地域連携の窓口を主幹教諭や事務職員の役割として教育委員会の学校管理規則や標準職務例に規定することは可能か。

地域連携担当教職員について、校務分掌の位置付けを促進するとともに、法令上明確化してはどうか。

3. 自治体での取組例

- 秋田県東成瀬村立東成瀬小学校・東成瀬中学校
職員室に地域コーディネーターの席を設置。教員が体験活動等で地域住民の支援を受けたい場合には、「プログラム内容整理シート」に希望する内容・日時・場所等を記載してコーディネーターに渡し、コーディネーターが地域ボランティアと調整。

4. これまでの主な意見

- 地域ボランティアとの連絡調整については、地域学校協働本部にコーディネーターを置いているため、その方が調整してくれる。また、こうした取組を円滑に進めるには、学校をコミュニティ・スクールにすることで、地域の人とともに課題を整理することが必要。

5. 考えられる対応策

【業務の役割分担の観点】

- 地域ボランティアとの連絡調整は、地域学校協働活動推進員等が行うことにより「⑤学校以外が担うべき業務」として整理できるのではないか。
また、地域学校協働活動推進員等との連絡調整は、「③他にふさわしい者がいる場合には必ずしも教員が担う必要がない業務」又は「④学校において教員以外の者が担うべき業務（教員が担うべきではない業務）」として整理できるのではないか。
- 地域ボランティアとの連絡調整を行う地域学校協働活動推進員等の配置を促進。
- 地域連携担当教職員について、校務分掌の位置付けの促進、法令上の明確化を行うとともに、学校における地域連携の窓口を主幹教諭や事務職員の役割として教育委員会の学校管理規則や標準職務例に規定する。

(参考) 教職員の従事率・負担感率

[地域の学校支援の取組への対応 (企画・連絡調整・事後対応)]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	23.9%	18.5%	96.7%	92.5%
負担感率 %	43.4%	42.2%	30.0%	34.0%

(6) 成績処理に関連する業務・教材準備に関連する業務

1. 背景

(i) 法的根拠 学校教育法施行規則、学習指導要領

- 学校教育法施行規則第24条、第28条第1項第4号、学習指導要領観点別（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）に評価を実施するとともに、指導要録を作成。
- 学校教育法施行規則第57条、第58条
児童生徒の平素の成績を評価し、各学年の課程の修了、卒業の認定を行う。
※丸付け、プリント印刷、教材準備等については、特段の規定無し。

(ii) 関係通知等

(成績処理に関連する業務)

- 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）（平成22年5月）
「文部科学省において、「報告」を受け、各学校における学習評価が円滑に行われるとともに、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たっての配慮事項、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録の作成に当たっての配慮事項等を別紙1～6のとおりとりまとめました。」

(iii) 諸外国の状況

(成績情報の管理について) ×：英、△：中、○：米・星・仏・独・韓

- 【英】 教員及び Teaching Assistant 及びサポートスタッフが担当する。クラス内での小テストのような日常的なテストや作品等の評定などの入力には Teaching Assistant やその他のサポートスタッフが行う。その他、全国テストや全校規模のテストなどは業者等と契約して、入力及びデータ分析などまでしてもらい。教員は分析されたデータから子供の学習状況を検討し、その後の指導を検討する。
- 【中】 事務職員（教導処）が担当する。教員が事務職員として関与する場合がある。その際担当する授業数は業務負担の観点から調整される。

(教材研究について) ○：米・英・中・星・仏・独・韓

- 教員が担当する。

(教材準備（印刷や物品の準備）について)

×：英、○：米・中・星・仏・独・韓

- 【英】 Teaching Assistant が担当する。教室内の掲示物や提出物の整理も Teaching assistant の仕事である。
- 【星】 教員が担当する。但し、市販の教材を使う場合が多く、また印刷物も印刷系の事務員に頼めば良い。

(試験問題の作成、採点、評価について) ○：米・英・中・星・仏・独・韓

- 【星】 教員が担当する。試験問題の作成については、連携校と協力したり教育関係の出版会社から購入したりしても良い。

2. 業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

(成績処理に関連する業務)

【業務の役割分担の観点】

- 授業や成績評価は教員の中心業務であると考えられるが、必ず教員が行うべき業務と、教員以外の者に任せることが適当な業務に分けることができるか。この場合、教員以外の者にどこまで任せることができるか。
- 教員以外の者に丸付けを任せる場合、成績情報等の個人のプライバシー保護にどう配慮すべきか。

【業務の適正化の観点】

- 成績評価について、観点別評価や、学習成果だけでなく学習過程も重視する評価が行われているが、効果的で効率的な評価とするためには、どのような改善が考えられるか。また、国が示している指導要録の様式についてどのような改善が考えられるか。
- 入試の際に提出する調査書やいわゆる通知表などについて、どのような改善が考えられるか。

(教材準備に関連する業務)

【業務の役割分担の観点】

- 教材準備について、必ず教員が行うべき業務と、教員以外の者に任せることが適当な業務に分けることができるか。この場合、プリント印刷等、教員以外の者にどこまで任せることができるか。

【業務の適正化の観点】

- 効果的・効率的な教材の準備のためには、共有化などどのような方策が考えられるか。

3. 自治体での取組例

- 副校長や教員の負担を軽減することを目的として、職員室における事務的

な業務（印刷、電話対応等）をサポートする非常勤職員を配置。

- 理科の授業における実験や観察等について、授業中の支援に加え、実験の準備・片付けや教材開発の支援を行う理科支援員を配置。
- コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の活動を通じ、保護者等からなる学習支援ボランティアが学校の印刷業務や、習熟の程度に応じた学習用のプリントの丸付け作業を実施。

4. これまでの主な意見

- 学習指導は教員の最も重要な本務だが、今のままで良いのかという議論をしないといけない。研究指定や研究授業の在り方についても検討すべき。
- 教師の中心的業務である授業を充実したものにするためには、一人当たりの持ちコマ数の削減が必要ではないか。
- 新しい学習指導要領の改訂で授業時数が増えるということに対しては、タイム・マネジメントとカリキュラム・マネジメントを融合することによって、時間割の工夫等により、対応ができるのではないか。
- 成績評価については、一人一人の子供たちの力をどう見取るかということの重要性が増している。指導と評価の一体化のもと、ノートやプリントの精査という形で業務が増えているが、評価分析については、学力学習状況調査のように、外部のシステムを活用することも考えられる。
- 成績処理については、学校ごとに採点の基準が異なるため、学校によって時間数に差がある。採点や評価の基準について、明文化・共有化することで業務負担の軽減につながると考えられる。
- 校務支援システムの導入で、学年末評価と指導要録を連動させること等により、学校事務の効率化を図ることが重要。教材についても、教員が固有のものを作ることが必要な場面もある一方で、教材の共有が有効であり、共有するデジタル教材のコンテンツセンターなどの整備が有効。
- 教材準備については、子供の実態に合わせてどう使うかというような教材研究は必要だが、指導案やワークプリントの共有化により負担が軽減できる。
- 特に小学校教員の専門性として学級経営が挙げられるが、オーバーフロー状態になっていることも考えられる。小学校では学級担任制を維持しつつも、高学年には専科指導を入れることも有効。
- 理科支援員を始めとした学習支援員がいれば、教員は子供の指導に対してより多くの時間を確保することができる。
- ティーチングアシスタントのような、教員が簡単な業務を任せられる人的な配置があれば、教員は教材準備により集中できると考えられるため、教員補助職員を充実させていくべき。

5. 考えられる対応策

【業務の役割分担の観点】

- 学習指導及び学習評価については、「①基本的に教員のみが担える業務(教員が担わなければならない業務)」であるが、その周辺業務には「②教員が担う必要があるが、教員以外の者の参画により教員の業務量を軽減できる業務」又は「③他にふさわしい者がいる場合には必ずしも教員が担う必要がない業務」も存在するのではないか。
- 教員が担わなければならない業務と、サポートスタッフ等に任せることができる業務について整理することが必要。

【業務の適正化の観点】

- 学習評価について、効果的で効率的な評価を実施するための方策を検討する。
- 指導要録や入試の調査書、いわゆる通知表等の書類について、様式の簡素化、都道府県や市町村における統一化を図る。
- プリント印刷等、教員の代わりに簡易な業務を行うサポートスタッフを活用する。
- 学習評価に係る事務作業の負担軽減や、教材の共有化による教材準備の負担軽減を図るため、校務支援システム等、ICTの活用を図る。

(参考) 教職員の従事率・負担感率

〔テスト問題の作成、採点〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	86.6%	93.9%	25.7%	33.0%
負担感率 %	40.4%	45.1%	20.3%	26.2%

〔成績一覧表・通知表の作成、指導要録の作成〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	93.5%	90.6%	44.5%	48.7%
負担感率 %	65.2%	63.2%	28.6%	31.3%

〔教材研究、教材作成、授業（実験・学習）の準備〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	99.3%	98.5%	55.8%	43.4%
負担感率 %	21.0%	21.0%	13.0%	15.9%

(7) 支援が必要な家庭・児童生徒への対応

1. 背景

(i) 法的根拠

(総論)

● 児童福祉法

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 (略)

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

ヘ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

2～5 (略)

第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

2 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)並びに同項第二号ロからホまで及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。

(児童虐待等)

● 児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 (略)

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2・3 (略)

● 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 (略)

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は

啓発に努めなければならない。

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(いじめ)

● いじめ防止対策推進法

(いじめに対する措置)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

(不登校)

● 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

(学校における取組への支援)

第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)

第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

(障害)

● 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

● 発達障害者支援法

(教育)

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であつて高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。以下この項において同じ。）が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成（教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。）及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。

● 学習指導要領（総則）

（※特別支援教育に係る「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成）

・第1章 総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

(ii) 関係通知等

(いじめ)

● 「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（通知）（平成29年3月）

● 児童生徒の教育相談の充実について（通知）（平成29年2月）

※児童生徒の教育相談の充実について（概要）～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（平成29年1月、教育相談等に関する調査研究協力者会議）より抜粋

【SC及びSSWの職務内容】（SC：スクールカウンセラー、SSW：スクールソーシャルワーカー）

（不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際）

<SC>

・児童生徒及び保護者への助言・援助：個別の児童生徒へのカウンセリングや、授業観察等を行い、心理的課題及び健康面の課題に関し、状況や要因を把握し、支援方法について立案

・教職員や組織に対するコンサルテーション：強いストレスを受けたときに起きる心や体の変化の受け止め方、ストレスチェックなどストレス対処法について教員へ助言

<SSW>

・児童生徒及び保護者との面談及びアセスメント：児童生徒や保護者等との個別面談、家庭訪問、地域からの聞き取り等をもとに、アセスメントを行い、支援計画を立案

・事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援：児童生徒の最善の利益のために教職員と共にチーム体制の構築を行い、福祉的な観点から支援策を立案

【学校及び教育委員会における体制の在り方】

○学校における教育相談体制の在り方について

- ・校長の役割
学校のリーダーとして教職員、SC及びSSWが一体となった教育活動を行うとともに、学校全体の児童生徒の状況及び支援の状況を一元的に把握し、校内及び関係機関等との連絡調整等を行い、児童生徒の抱える問題の解決に向けて調整役として活動する教職員を教育相談コーディネーターとして配置・指名し、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築することが必要等
- ・養護教諭の役割
養護教諭は、全児童生徒を対象に、経年的に児童生徒の成長・発達に関わっており、様々な課題を抱えている児童生徒と関わる機会が多いため、健康相談等を通じ、課題の早期発見及び対応に努めることが重要等
- ・学級担任・ホームルーム担任の役割
児童生徒の課題を少しでも早く発見し、課題が複雑化、深刻化する前に指導・対応できるよう、学級担任及びホームルーム担任には児童生徒を観察する力が必要等

(不登校)

- 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（平成28年9月）
- 児童生徒の教育相談の充実について（通知）（平成29年2月）（再掲）

(児童虐待等)

- 平成28年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（通知）（平成28年10月）
- 生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携について（通知）（平成27年3月）

(障害)

- 特別支援教育の推進について（通知）（平成19年4月）
- 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）（平成25年10月4日）
- 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（平成29年3月）

(外国人)

- 外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について（通知）（平成24年7月）

「…外国人の子どもの就学機会の確保に一層努められるようお願いいたします。」

※外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合、受け入れなければならない。（一義的には、学校設置者の義務。）

(iii) 諸外国の状況

(課題のある児童生徒への個別指導、補習指導) × : 英、○ : 米・中・星・
仏・独・韓

- 【英】 Teaching Assistant, Learning Mentor などのサポートスタッフが担当する。

(問題行動を起こした児童生徒への指導) × : 独、△ : 米、○ : 英・中・星・
仏・韓

- 【独】 スクールソーシャルワーカー, 青少年局職員, 教員, 社会的教育士, 警察などが担当する。他業種間の協働は, 多様な権限関係が交錯するため難しい。
- 【米】 管理職, 教員, カウンセラー, スクールサイコロジスト (school psychologist) が担当する。問題行動に限らず, 何かしらのニーズが必要な児童生徒への指導の前提として, スクールサイコロジストによる診断が行われ, どのような介入をしたらよいかについての情報が共有されることがある。教室での問題行動については, 教員が認識して, 他の職員に引き渡すことがある。

(カウンセリング, 心理的なケア) × : 米・英・独・韓、○ : 中・星・仏

- 【米】 カウンセラーが担当する。
- 【英】 Learning Mentor 等のサポートスタッフが担当する。症状により, カウンセラーや福祉士等によるケアがある。このような職種が学校にいる場合 (学校の必要に応じて) もあるが, 多くの場合は, 地方当局において学校の要請に応じて派遣される。
- 【韓】 専門相談教諭, 学校専門相談士, 社会福祉士などが担当する。

(欠席児童への連絡) × : 米・英・仏、○ : 中、星、独、韓

- 【英】 サポートスタッフ (家庭への連絡担当を職務とするスタッフ。名称は様々, 例えば Home-School liaison officer や Parent Support Adviser など) が担当する。
- 【仏】 小学校は教員が, 中学校は生徒指導専門員 (CPE) が担当する。

(家庭訪問) × : 米・英・星・仏・独・韓、○ : 中

- 【中】 学級担任が担当する。
- 【米】 ソーシャルワーカー, コーディネーター, 管理職, 教員, 事務職員, カウンセラー, スクールサイコロジスト等が担当する。事項によって, 保護

者に対応する教職員が異なることが多い。一般的に、教員が家庭を訪問するということはほとんどなく、学校に保護者に来てもらうという形をとることが多い。職務として、家庭を訪問する役割を担っているのは、ソーシャルワーカーであり、家庭と学校の橋渡しの役割を担う。

2. 業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 支援が必要な家庭やその児童生徒への対応について、学校が対応すべき業務と、福祉等の関係機関が対応すべき業務についてどう考えるか。
- 生徒指導は教員の重要な業務の一つであるが、教員が対応すべき場合と、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど教員以外の専門家が対応すべき場合があるのではないか。
- 家庭環境の問題を把握する一方で、個人のプライバシー保護にどう配慮すべきか。
- 保護者や地域等からの過剰な苦情や不当な要求行為等への対応は、教員ではなく教育委員会やスクールロイヤー等の専門家が対処すべきではないか。
- 発達障害を含む特別な支援が必要な児童生徒への対応について、教員以外の外部人材の活用を促進すべきではないか。

3. 自治体での取組例

- 心理に関する高度な専門的知識・技術に基づいて、児童生徒の心理に関する支援を行う、スクールカウンセラーの活用。
- 福祉に関する高度な専門的知識・技術に基づいて、児童生徒を取り巻く環境に応じた支援を行う、スクールソーシャルワーカーの活用。
- 学校からの相談に対して、弁護士が法的側面から解決に向けたアドバイスを行う、スクールロイヤーの活用。
- 学校において発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒の学習活動を支える専門家や特別支援教育支援員の活用。

4. これまでの主な意見

- 発達の問題として児童生徒の課題が発見されていく傾向がどうしてもあるため、基本的に教員が担わなければならない業務であるということを基軸として考えるべき。
- 例えば虐待のおそれがある家庭への対応等については、必ずしも教員が専

門性があるわけではないが、教員が頑張っている、踏ん張っているのが現状。必ずしも教員だけがやらないといけないことではなく、専門家や学校教育外の関係部署との分担・連携を考えるべき。

- 教員だからこそ指導できる部分もある一方で、教員のみでは解決できない課題もあり、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが有効。
- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーといった専門家が学校に加わることにより、教員の負担が軽減されるとともに、児童生徒への支援も充実する。
- 一番の課題は、インクルーシブ教育に対応する、発達上の課題に応じた指導の在り方。問題行動と発達上の課題は切り離せない現状もある。
- 特に、日常時における支援を要する児童生徒の専門的な支援がないことが学級担任の大きな負担を強いられており、積極的に専門的な支援が入るような仕組みが必要。
- コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の取組により、地域の人材に学習支援や生活支援に参画してもらうことが、今後重要な取組になる。
- スクールロイヤーの充実により、法的な見地から冷静に考えることができ、事案がこじれるのを防ぐことができる。

5. 考えられる対応策

【業務の役割分担の観点】

- 生徒指導については、「①基本的に教員のみが担える業務（教員が担わなければならない業務）」が基本であるが、特に支援が必要な家庭・児童生徒への対応については、児童生徒の発達段階や、学校の置かれた状況等に応じ、「②教員が担う必要があるが、教員以外の者の参画により教員の業務量を軽減できる業務」又は「③他にふさわしい者がいる場合には必ずしも教員が担う必要がない業務」として整理できるのではないか。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門スタッフの参画は、教員の業務負担軽減の観点だけでなく、児童生徒への支援の充実の観点からも有効だが、教員、養護教諭と専門スタッフとの役割分担について整理することが必要。
- 日常時における支援を要する児童生徒に対し、どこまでの支援をどの主体が実施すべきかについて整理することが必要。

【業務の適正化の観点】

- 児童相談所や警察等の関係機関との連携を推進する。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、

特別支援教育の専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）等、専門スタッフを活用する。

- 一人一人の児童生徒の実情に応じた支援を実施するにあたっての計画策定や、関係者との情報共有について、より効率的・効果的に実施できる方策を検討する。

（参考）教職員の従事率・負担感率

〔児童・生徒の問題行動への対応（時間外での家庭訪問、指導を含む）〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	91.2%	93.3%	97.6%	95.5%
負担感率 %	55.8%	55.3%	39.2%	40.1%

〔特別な支援が必要となる児童生徒への対応〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	91.2%	83.8%	95.5%	87.9%
負担感率 %	35.2%	36.0%	26.8%	25.0%

〔児童・生徒、保護者との教育相談〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	88.4%	86.4%	90.5%	76.4%
負担感率 %	33.6%	31.7%	23.8%	20.7%

〔保護者・地域からの要望・苦情等への対応〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	75.3%	70.0%	99.2%	99.5%
負担感率 %	71.4%	71.1%	60.5%	63.5%

(8) 給食時の対応

1. 背景

(i) 法的根拠

食育基本法、学校給食法、学習指導要領 等

- 食育基本法 第5条

「子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこと」

- 学校給食法 第2条

「学校給食を実施するに当たつては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない」

- 学習指導要領（特別活動）

「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」
「給食の時間を中心としながら、健康によい食事のとり方など、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくする」

※現行学習指導要領解説（特別活動）

「学級活動における保健指導、安全指導及び給食指導は、学校における健康の保持増進に関する指導の一環である」

「学級活動は、学級担任の教師が指導するのが原則である」

(ii) 関係通知等

- 学校給食の実施について（昭和31年6月 文部省管理局通達）

- 1 学校給食の実施

- (2) 教師は、児童または生徒とともに会食することによつて、指導の徹底を期すること。

- 8 義務教育諸学校(以下「学校」という。)における学校給食運営のための組織

- (3) 教師は学校給食に関する研修につとめ、学校給食計画の改善向上を図ること。

- (4) 校長は教師の中から学校給食主任を選任し、学校の給食関係事項を総括処理させること。

- 食に関する指導体制の整備について（平成14年1月 中央教育審議会答申）

各学級における給食の時間や学級活動における指導は、一般的には学級担任が年間指導計画を作成して行うものであるが、食に関する指導の充実のため、その指導計画に基づいて栄養教諭が指導の一部を単独で行うなど、積極

的に指導を担っていくことが大切である。

- **学校給食実施基準の一部改正について（通知）（平成 25 年 1 月）**

「学校給食の食事内容については、学校における食育の推進を図る観点から、学級担任、栄養教諭等が給食時間はもとより各教科等における食に関する指導に学校給食を活用した指導が行えるよう配慮すること。」

「食物アレルギー等のある児童生徒に対しては、校内において校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めること」

- **学校給食における食物アレルギー対応指針（平成 27 年 3 月）**

※各学校等において食物アレルギー対応を行う上での参考資料として国が作成。

(iii) 諸外国の状況 ○：韓 ×：米・英・中・星・仏・独

- **【韓】** 学級担任が担当する。ランチルームが設置されている場合、教員輪番で行うことも多い。その場合、栄養士や栄養教諭が加わる場合もある。
- **【英】** 給食・昼食時間に食育は行わない。ただし、イギリスでは食育は重視されており、給食を提供する業者が守らなければならない決まりとして、給食のメニューにジャンクフードなどを提供しない、野菜を積極的に提供する、温かい食事を提供するなどの決まりがある。…（中略）…給食・昼食時の担当をしている Midday Supervisor 等のサポートスタッフは、子供たちが安全に安心して、そしてきちんと食事ができるように活動する。

2. 業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 担任教諭自身が給食を食べる時間を含め、給食指導は勤務として行われるものであり、労働基準法上、この時間を休憩時間に充てることはできない（休憩時間の自由利用原則に抵触）。
- 食物アレルギーを有する児童生徒が 4.5%（平成 25 年度現在）いる状況において、効果的かつ効率的に、アレルギー対策を講じる必要がある。
- 学習指導要領において、学級活動の一つとして、給食の時間を中心としながら、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすることが規定されており、その際には原則として学級担任が行う必要があるが、食に関する実践的な指導であることから、この一部を食に関する実践的な指導を行う栄養教諭が担うことは考えられないか。
- ランチルームを確保できる学校においては、複数学級の給食指導を担うことも可能ではないか。

3. 自治体での取組例

- 給食の時間に地域のシニアの方が参加。子供たちとのコミュニケーションの場になると同時に、教員は、当該時間を教室内における他の業務の実施にも充てることができ、教員の負担軽減にもつながる。(岐阜県岐阜市)

4. これまでの主な意見

- 自治体では、教員や保育士免許を持っている臨時職員が、特に小学校1年生の給食時などを支援することで、少しでも学校教員の負担を軽減している。
- 給食の中でも、アレルギー対応は、子供の命・安全への関わりが深い業務に、通常の食育・給食指導は関わりが浅い業務と分類できるので、業務内容に応じて役割分担等を検討すべき。
- アレルギー対応等については、栄養教諭等による専門的な支援がないことで学級担任が非常に大きな負担を強いられていることがある。

5. 考えられる対応策

【業務の役割分担の観点】

- 「日常的な給食指導」については、学習指導要領の特別活動として位置付けられ、基本的に学級担任が行うものであり、「①基本的に教員のみが担える業務(教員が担わなければならない業務)」として整理できるが、学級担任と栄養教諭等との連携により効率的・効果的な指導が可能であることから、「②教員が担う必要があるが、教員以外の者の参画により教員の業務量を軽減できる業務」として整理できるのではないか。

また、給食指導については、基本的には学級を単位とした指導を行うが、ランチルームなどで複数学年が一斉に給食を取ることで教員の負担を軽減することも可能である。

- 食物アレルギーを有する児童生徒に対する毎日の給食時の各学級での対応については、「日常的な給食指導」と同様に考えるべきではないか。なお、当該児童生徒の献立等については、栄養教諭等が中心となって作成する必要がある。

【業務の適正化の観点】

- アレルギー対応については、「学校給食における食物アレルギー対応指針」に示すとおり、安全性の確保のため、施設整備や人員等に鑑み無理な(過度に複雑な)対応は行わない。

(参考) 教職員の従事率・負担感率

〔給食指導・安全管理（アレルギー児童生徒への対応）〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	66.1%	42.5%	75.5%	58.7%
負担感率 %	34.4%	32.2%	30.5%	30.9%

(9) 児童生徒の休み時間における対応

1. 背景

(i) 法的根拠 特段無し。

※ 昼休み時間中に、特に監視の教師を配置しなかった際に、小学校3年生の女子児童が体育館内でボール遊びをしていたところ、バスケットボールをしていた小学校6年生の男子児童と衝突、頭部を打って負傷した事案について、判決では、「小学1年生から6年生という年齢の児童らの判断能力に照らすと、児童らに、自由に使用を許す場合には、不適切な用具の使用ないし行動が容易に予想される」として、学校側の安全配慮義務違反を認めたものがある。(甲府地裁平成15年11月4日判例タイムズ1162号238頁)

(ii) 関係通知等

- 生徒の校内暴力等の非行の防止について(通知)(昭和56年4月)

「学校内での生徒の非行を防止するため、具体的には、教師は生徒が授業から離脱することのないよう出欠を厳重にとることや授業時間に当たっていない教師が交替で校内を巡視したり、昼休みや下校時等に生徒を観察したりして指導する。」

- 生徒指導提要(平成22年4月)

第1章 生徒指導の意義と原理 第1節 生徒指導の意義と課題

「自己指導能力をはぐくんでいくのは、学習指導の場を含む、学校生活のあらゆる場や機会です。授業や休み時間、放課後、部活動や地域における体験活動の場においても、生徒指導を行うことが必要です。」

第3章 児童生徒の心理と児童生徒理解 第4節 児童生徒理解の資料とその収集

「児童生徒一人一人について、心身の健康状態を丁寧に観察することが求められます。観察の場としては、朝の会などでの健康観察を始めとし、登校時、授業中、昼休み、清掃活動、特別活動、部活動、下校時など、常に観察できる場面があります。」

第5章 教育相談 第1節 教育相談の意義

「児童生徒と学校生活の様々な場でかかわることで授業場面だけでは分からない側面を知ることができます。授業のように構造化された場面での行動と、休み時間や掃除の時間など比較的自由度の高い場面では、表れる行動が異なるからです。一人でいる時と仲間同士や集団でいる時でも行動は異なることでしょう。」

(iii) 諸外国の状況 ○：米・中・独・韓 △：星 ×：英・仏

- 【独】 教員が輪番で行う。けんかの仲裁（支援）など。休み時間は教員も職員室等で休憩をとるため、輪番の担当教員が休み時間の子供の見守りを行う。教員の休憩も重要であると同時に、子供の監督義務も学校にとって重要である。無監督の状態に子供が置かれることは許されない。
- 【仏】 小学校は教員が、中学校は生徒指導専門員（CPE）、教育補助員（Assistants d'éducation）が担当。

2. 業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 休み時間においても、児童生徒からの質問対応等の学習指導や、けんかの仲裁等の生徒指導も行われているが、引き続き教員が対応するべきか。
- 学校における負傷・疾病について、小学校では約半数、中学校においては約1割が、児童生徒の休み時間に発生することから、これまでの学校安全に関する取組の成果等も踏まえ、児童生徒の発達段階等も踏まえ、効果的かつ効率的に安全確保策を講じることが必要ではないか。
- 休み時間の外部人材の活用については、教員の負担軽減等の利点がある一方、「学校が必要とする外部人材の確保ができていない」「指導に関する共通理解・情報交換の時間の確保ができていない」等の課題がある（出典：（公財）日本レクリエーション協会『児童の休み時間の過ごし方に関するアンケート調査』について（平成29年5月）ことから、継続的な体制を構築することは可能か。

3. 自治体での取組例

- 主に昼休みに、「危険な遊びをしていないか」「子どもたち同士のトラブルは起きていないか」と子どもの安全を見守る。そのことで子どもたちと顔見知りになり、街角で出会ったときも、挨拶を交わすようになってきた。子どもたちは、見守られている安心を感じ、地域の方々への感謝の気持ちを持つようになっている。（福岡県うきは市）
- 主に昼休みや清掃の時間に津島少年補導委員と連携し、校内巡回活動を実施。補導委員と生徒が顔見知りになり、コミュニケーションが取れることから、非行の防止につながるとともに、教職員の多忙解消の一助となっている。（愛知県津島市）
- 昼休みの時間に地域のシニアの方が参加。子供たちとのコミュニケーションの場になると同時に、教員は、当該時間を他の業務の実施に充てることができ、教員の負担軽減にもつながる。（岐阜県岐阜市）

4. これまでの主な意見

- 自治体においては、地域ボランティアや、教員志望のインターンシップ生が休み時間における対応をする場合もある。
- 休み時間に担任が子供と遊んで学級経営を行うということも、特に若い教員には非常に大事なことである。
- いわゆる学級経営とは教室における先生の営みであり、その在り方／考え方を見直し、改善していくことが学校における働き方改革につながる。
- 休み時間に子供の相談に乗る事もあって、非常に大変である。
- 休み時間に、子供たちの宿題を見ながら、窓から運動場を見て見守るという事があり、大変苦勞する。

5. 考えられる対応策

【業務の役割分担の観点】

- 休み時間の対応については、以下を踏まえ、児童生徒の発達段階や、学校の置かれた状況等に応じ、「②教員が担う必要があるが、教員以外の者の参画により教員の業務量を軽減できる業務」又は「③他にふさわしい者がいる場合には必ずしも教員が担う必要がない業務」として整理できるのではないか。
 - ・ 休み時間の対応については、安全管理・安全指導の側面と、生徒指導の側面とがある。
 - ・ 前者の観点からは、児童生徒等の心身の発達段階等に応じて、危険を予見したりその結果を回避したりするなどの措置を講じる注意義務等が課せられる。
 - ・ 一方、後者の観点からは、全ての休み時間への対応が求められる訳ではないが、休み時間における児童生徒の様子を観察することで、児童生徒の不適応問題に対し早期に対応が可能となるという意義もある。

(参考) 教職員の従事率・負担感率

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	—	—	—	—
負担感率 %	—	—	—	—

(10) 校内清掃

1. 背景

(i) 法的根拠

- 清掃指導については、義務付けがなされているものではない。(小学校学習指導要領(特別活動)において、「清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。」と記載されている。)

※なお、中学校学習指導要領においては、清掃に係る記載はないが、中学校学習指導要領解説(特別活動)において、「日常に行われている清掃や日直などの当番の活動」が、「教育課程には位置付けられていないが教育的意義が大きい」ものの例示として挙げられている。

- 学校における環境衛生の維持については、学校保健安全法第6条、学校環境衛生基準

・学校保健安全法第6条

(学校環境衛生基準)

第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第九条第一項(夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第百五十七号)第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十二年法律第百十八号)第六条において準用する場合を含む。)に規定する事項を除く。)について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校環境衛生基準」という。)を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

・学校環境衛生基準 ※関連部分

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

3 学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等

(8) 学校の清潔 (略)

(ii) 関係通知等

- 学校環境衛生管理マニュアル (平成22年3月) ※関連部分例

I 学校環境衛生活動

2 学校環境衛生活動の進め方

(1) 学校環境衛生活動とは

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、環境衛生検査について計画(以下「学校保健計画」という。)を策定し、これを実施しなければならないとされている。環境衛生検査は、毎学年定期に、学校環境衛生基準に基づき行わなければならないとされており、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとされている。校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとされている。(略)

学校環境衛生活動を円滑に推進するに当たっては、学校の教職員(学校医及び学校薬剤師を含む。以下同じ。)が児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るために必要な

活動であることを共通理解するとともに、それぞれの職務の特性を生かした役割について、学校保健計画や校務分掌等により明確にする必要がある。

3 学校環境衛生活動の内容

(3) 定期検査、日常点検及び臨時検査

②日常点検

日常点検は、点検すべき事項について、毎授業日の授業開始時、授業中、又は授業終了時等などにおいて、主として感覚的にその環境を点検し、必要に応じて事後措置を講じるためのものである。その際、校務分掌等に基づいて実施するなど、教職員の役割を明確にする必要がある。また、それらの結果については、定期検査及び臨時検査を実施する時の参考となるようにすべきである。

学校環境衛生活動は、身の回りの環境がどのように維持されているかを知る保健教育の一環として、児童生徒等が学校環境衛生活動を行うことも考えられる。その際、教職員が指導するなど、日常点検等が適切に行われるようにする必要がある。

II 学校環境衛生基準

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

1 学校の清潔

A 検査項目及び基準値の設定根拠等の解説

検査項目：(1) 大掃除の実施

基準：(1) 大掃除は、定期に行われていること。

設定根拠等の解説：

(1) 大掃除の実施

清掃については、児童生徒等により毎日行われるものであるが、定期的で大掃除を行い、日常できない部分まで清掃を行う。なお、大掃除の実施時期及び回数については、学校の実情を考慮した上決定する必要がある。

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

3 学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等

C 事後措置

(8) 学校の清潔

○ 施設・設備に汚れがある場合は、整理や清掃の徹底を図り、破損がある場合には速やかに補修する。清掃が不十分な場合には、清掃方法の改善や清掃の徹底を図る。

● 小学校学習指導要領解説（特別活動）

なお、もとより、清掃などの当番活動については、当番活動の役割と働くことの意義の理解を図るための指導を学級活動で行うものであり、全校で分担して行っている清掃活動や個々の児童が日常的に行っている当番活動の時間を標準授業時数に含むことは適切ではない。

(iii) 諸外国の状況 ○：中・韓・星（※） ×：米・英・仏・独

- 【中】 学級担任、学校内の少年先鋒隊や中国共産主義青年団の指導員などが担当する。

- 【米】 清掃指導は行わない。清掃は守衛（custodian）が担当する。

※ シンガポールは、平成29年より児童生徒による毎日の清掃を正式導入。

2. 業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 児童生徒による校内清掃は、当番活動の一つとして位置づけられているが、毎日実施する必要があるか。また、教員が毎回指導する必要があるか。
- 学校の環境衛生の維持に係る業務の分担については、必要に応じて外部人材を活用するなど整理することが考えられるのではないか。

3. 自治体での取組例

- 清掃の時間に地域のシニアの方が参加。子供たちとのコミュニケーションの場になると同時に、教員は、当該時間を他の業務の実施に充てることができ、教員の負担軽減にもつながる。(岐阜県岐阜市)

4. これまでの主な意見

- 校内清掃も当然、毎日余裕があればやったら良いが、毎日掃除できないからといって子供の命が脅かされるわけではない。
- トイレの清掃等、民間に任せられるものは任せても良いのではないか。
- 清掃を学校教育の中心に置いている学校もあるので、業務から外すことは容易ではないのではないか。

5. 考えられる対応策

【業務の役割分担の観点】

- 清掃指導の観点からは、給食指導と異なり学習指導要領上、明確には位置付けられているものではないため、「③他にふさわしい者がいる場合には必ずしも教員が担う必要がない業務」として整理できるのではないか。
学校における環境衛生の維持に係る業務のうち、清掃の実施についてはその主体が必ずしも限定されていないことから、学校の実情や取組の内容に応じて基本的には「④学校において教員以外の者が担うべき業務（教員が担うべきではない業務）」とし、場合によっては「③他にふさわしい者がいる場合には必ずしも教員が担う必要がない業務」として整理できるのではないか。

【業務の適正化の観点】

- 校内清掃における教育的効果を踏まえつつ、学校や児童生徒の置かれた状況、教職員の勤務状況、環境衛生の維持等も踏まえ、各学校において合理的に校内清掃の回数や範囲等を設定すべきではないか。

(参考) 教職員の従事率・負担感率

[清掃指導・教室等の環境整備]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	98.9%	98.8%	79.7%	84.9%
負担感率 %	21.7%	22.9%	15.8%	14.9%

[学校・敷地内の環境整備 (清掃・除草など)]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	77.6%	66.9%	93.4%	91.9%
負担感率 %	42.6%	39.3%	43.8%	41.7%

(11) 部活動

1. 背景

(i) 法的根拠 部活動の実施を義務付けるものは特段無し。

※ 中学校学習指導要領（総則）において、学校は、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」と規定

(ii) 関係通知等

- 中学校及び高等学校における運動部活動について（通知）（平成 10 年 1 月）
 - 「1 運動部活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意すること。また、運動部活動への参加が強制にわたることのないようにすること。
 - 2 スポーツ障害の予防や生徒のバランスのとれた生活を確保する観点から、学校週 5 日制の趣旨も踏まえて休養日を適切に設定するとともに、練習時間を適切なものとするよう留意すること。また、学校が必要に応じてスポーツ医・科学等に関する情報を活用することができるよう、情報提供等に努めること。
 - 3 生徒の多様なスポーツニーズにこたえ、保護者や地域に開かれた運動部活動とする観点から、学校が必要に応じて外部指導者に協力を求めることができるよう所要の条件整備に努めることや、地域の実態に応じて保護者や地域住民との意見交換を行ったり、地域のスポーツクラブ等との交流を図ること等に留意すること。」

(iii) 諸外国の状況 ○：中国、△：米・星・独・韓、×：英、仏

- 【米】 コーチ、コミュニティーセンター職員が担当する。学校が管理する部活動については、コーチが担当する場合が多い(特にミドルスクール以上)。ただし、種目によっては教員が担当することもある。
- 【英】 サポートスタッフ及び外部講師が担当する。Extended Services やクラブ活動として学校の中で提供される場合でも、学校の教職員ではなく、そのサービス提供が請け負った組織が提供する活動という位置付けである。
- 【韓】 教員(主に中学、高校)と外部講師が担当するが教員は希望者のみ。
- 【独】 教員、教育士、ソーシャルワーカー、フェアイン等が担当する。教員が担当する場合は、他の職務が軽減されることが多い。

(iv) 最近の動向

現在、スポーツ庁において、運動部活動の運営の適正化に向けて、練習時間や休養日の設定、指導の充実、部活動指導員等の活用などについて考慮が望まれる基本的な事項、留意点をまとめた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を作成するための検討会議を設置し、検討中。

2. 業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 部活動についてはいわゆる「超勤4項目」に該当しないことから、これを理由に時間外勤務を命じる事はできない。
- 教員が経験のない種目等の部活動の指導を任されている場合が多い中で、子供への質の高い指導を提供するために、どのような方策をとるべきか。
- 持続可能な運営体制を整備するにはどのような取組をしていくべきか。(大会や試合の精査、参加資格等の在り方の見直し、学校単位の取組から地域単位の取組推進に向けた環境整備等)
- 一部の保護者による部活動への過度の期待等の認識を変えていくためにはどのような取組をしていくべきか。(高校入試における部活動の評価の見直し等)

3. 自治体での取組例

- 部活動指導員を活用した教員の負担軽減
- 平日の下校時刻以降と土日祝日の部活動を取りやめ、当該時間帯の活動を地域のクラブ活動(生涯スポーツ活動)として実施。部活動からクラブ活動に切り替わる際、指導も顧問から外部指導者に交代する。(岐阜県多治見市)

4. これまでの主な意見

- 子供は減って、先生が減っている中で、部活動数を維持し、何とか振り分けながらやっている状況もある。
- 人事評価や異動において部活動も配慮されているとも聞いているが、教員は部活動のためではなく、新学習指導要領で求められる質の高い授業や教育のために授業準備に時間をかけることこそが必要。
- スポーツ庁における「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が検討されていることから、その検討を踏まえることも必要。
- 過剰な部活動が学校の中心に座っているという現状を是正すべきであり、部活動の時間をしっかりと制約していくべき。その上で外部人材が必要であれば投入していくべき。
- 当面できる具体的な施策として、ノ一部活デーや時間の上限値を設定すれば、部活動の業務量を減らすことができるのではないか。
- ノ一部活デーの導入したところ、保護者から喜ばれたという事例もある。保護者に理解を求め、話し合い、部活動の在り方を改めるという手続を踏ふんでいけば協力してもらえるのではないか。
- 保護者に対しても学校が行うべき部活の範囲と目的をしっかりと保護者に周知すべき。
- 部活動指導員については評価が高いが、該当する人がいない、あるいはお金がないと現場は行き詰まる。そのような中でも頑張ろうとし過ぎている議論をしてきたことは反省すべき。
- 教員の中には、部活動について専門的な知見をもってやっている人と専門外でもやらざるを得ない人がいる。また、特に公立学校は、保護者・子供の部活動に関して意識・価値観に差がある。そのような状況であれば、外部人材の活用を促していくべきではないか。
- 生涯学習で色々なスポーツクラブが地域に広がっているので、学校の部活動ではなく、そのような地域クラブに入っている大会に出れるようになれば、そのような動きは広がるのではないか。

5. 考えられる対応策

【業務の役割分担の観点】

- 部活動については、現時点では「③他にふさわしい者がいる場合には必ずしも教員が担うべき必要がない業務」であると考えられるが、将来的には、地域で部活動に変わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、学校単位の取組から地域単位の取組にし、「⑤学校以外

が担うべき業務」として整理することも考えられるのではないか。そのためには、地域のクラブ活動に所属しても大会に参加できるなど、関係団体と必要な調整を行うことが重要である。

- 学校単位で部活動が行われている現状においては、部活動指導員をはじめとした外部人材の活用を推進する。

【業務の適正化の観点】

- 国、教育委員会及び学校は、保護者に対して部活動の在り方に対して理解を求めよう努め、ノ一部活動デーを徹底するなど、部活動の活動時間に一定の制約をかけていくことが考えられる。
- 一部の保護者による部活動への過度の期待等の認識を変えるため、学校運営協議会制度の活用を含め、取組を検討する。

(参考) 教職員の従事率・負担感率

〔部活動の活動計画の作成〕

	教諭	副校長・教頭
	中学校	中学校
従事率 %	78.0%	22.0%
負担感率 %	39.0%	20.0%

〔部活動の技術的な指導、各種大会（運動部・文化部）への引率等〕

	教諭	副校長・教頭
	中学校	中学校
従事率 %	91.3%	32.0%
負担感率 %	48.5%	30.1%